

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月13日

【四半期会計期間】 第3期第3四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社クロス・マーケティンググループ

【英訳名】 Cross Marketing Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03-6859-2250

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 小野塚 浩二

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03-6859-2250

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 小野塚 浩二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第2期 第3四半期 連結累計期間	第3期 第3四半期 連結累計期間	第2期
会計期間		自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日
売上高	(千円)	5,886,589	10,198,913	8,141,449
経常利益	(千円)	272,080	610,972	521,384
四半期(当期)純利益	(千円)	114,563	417,654	245,445
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	170,211	492,433	394,257
純資産額	(千円)	2,655,112	3,281,269	2,897,241
総資産額	(千円)	4,825,180	8,581,199	7,872,134
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	6.35	23.16	13.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	53.0	36.4	34.5

回次		第2期 第3四半期 連結会計期間	第3期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	0.12	0.67

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は平成26年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第2期第3四半期連結累計期間及び第2期については、潜在株式が存在しないため、第3期第3四半期連結累計期間については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（リサーチ事業）

第1四半期連結会計期間において、従来、持分法適用関連会社でありました株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント及び株式会社R&Dフィールドプロダクションは、株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメントの株式を追加取得したことにより子会社となりました。

また、第2四半期連結会計期間において、株式会社メディリードを新規設立しております。

（ITソリューション事業）

第2四半期連結会計期間において、株式会社クロス・プロップワークス(非連結子会社)を新規設立しております。

また、当第3四半期連結会計期間において、JIN SOFTWARE株式会社は、株式を取得したことにより子会社となりました。

（その他の事業）

第2四半期連結会計期間において、株式会社ディーアンドエム（「プロモーション事業」）及びUncover Truth Asia Pacific Pte.Ltd.（「WEBマーケティング事業」）を新規設立しております。なお、株式会社ディーアンドエムは「その他の事業」に含めることといたしました。

この結果、平成27年9月30日現在では、当社グループは、当社、子会社34社及び関連会社1社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

(1) 業績の状況

当社の当第3四半期連結累計期間の業績は、下表のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	増減額 (増減率)
売上高	5,887	10,199	4,312 (73.3%)
営業利益	283	652	369 (130.0%)
経常利益	272	611	339 (124.6%)
四半期純利益	115	418	303 (264.6%)

(リサーチ事業)

当第3四半期連結累計期間のリサーチ事業におきましては、海外の既存事業会社が好調に推移するとともに、今期より新規連結を開始しているKadence社及びリサーチアンドディベロプメント社の売上寄与により、前年を大幅に上回る売上高となりました。

セグメント利益(営業利益)につきましては、主に国内の事業会社において、前期の本社移転に係る一時的な費用が無くなったことに加え、原価管理の徹底及び人員採用計画をコントロールした結果、売上総利益が増加したことにより、前年同期を上回る結果となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は8,906百万円(前年同四半期比85.2%増)、セグメント利益(営業利益)は1,374百万円(前年同四半期比54.3%増)となりました。

(ITソリューション事業)

ITソリューション事業は、上半期に続き、案件の受注や納品が順調に進捗し、前年同期を上回る売上高となりました。セグメント利益(営業利益)につきましては、中期的な成長のための人員増加を継続して進めており、人件費及び採用費等の増加により、前年を下回る結果となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,255百万円(前年同四半期比7.9%増)、セグメント利益(営業利益)は112百万円(前年同四半期比33.6%減)となりました。

(その他の事業)

その他の事業としてUNCOVERTRUTHが展開する「WEBマーケティング事業」につきましては、顧客の開拓に注力した結果、着実に顧客数が増加したことにより、前年を大幅に上回る売上高となりました。

セグメント利益(営業利益)につきましては、成長のための人員増加にともなう人件費・採用費等の増加により、営業損失を計上しております。尚、「プロモーション事業」を行う株式会社ディーアンドエムを当第3四半期連結会計期間より、「その他の事業」に含めることといたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は172百万円(前年同四半期比127.1%増)、セグメント損失(営業損失)は50百万円(前年同四半期は49百万円の損失)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、資産については、流動資産が4,744百万円(前連結会計年度末比580百万円増)となりました。主な項目としては、現金及び預金1,554百万円、受取手形及び売掛金2,205百万円となっております。固定資産は3,837百万円(前連結会計年度末比129百万円増)となりました。主な項目としては、建物293百万円、ソフトウェア278百万円、のれん2,108百万円、関係会社株式223百万円となっております。その結果、総資産は8,581百万円(前連結会計年度末比709百万円増)となりました。

負債については、流動負債が3,253百万円(前連結会計年度末比1,091百万円減)となりました。主な項目としては、買掛金901百万円、短期借入金505百万円、1年内返済予定の長期借入金589百万円となっております。固定負債は2,047百万円(前連結会計年度末比1,416百万円増)となりました。主な項目としては、長期借入金1,859百万円、資産除去債務107百万円となっております。その結果、負債は5,300百万円(前連結会計年度末比325百万円増)となりました。

純資産は3,281百万円(前連結会計年度末比384百万円増)となりました。主な項目としては利益剰余金が2,478百万円となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、3百万円であります。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、従業員数に著しい増減はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,360,000
計	63,360,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,031,164	18,031,164	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	18,031,164	18,031,164		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	株式会社クロス・マーケ ティンググループ 第1回新株予約権	株式会社クロス・マーケ ティンググループ 第2回新株予約権
決議年月日	平成27年8月21日	平成27年8月21日
新株予約権の数(個)	5,000(注)1	4,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000(注)1	400,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	442(注)2	442(注)2
新株予約権の行使期間	自平成30年4月1日 至平成32年9月15日	自平成27年9月16日 至平成37年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 471(注)3 資本組入額 236	発行価格 446(注)3 資本組入額 223
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

- (1) 第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり29円と行使時の払込金額442円を合算している。

- (2) 第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり4円と行使時の払込金額442円を合算している。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 第1回新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年12月期、平成28年12月期および平成29年12月期の3事業年度の営業利益の累計額が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 営業利益の累計額が30億円以上の場合 行使可能割合：50%

(b) 営業利益の累計額が33億円以上の場合 行使可能割合：75%

(c) 営業利益の累計額が36億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

上記に関わらず、割当日から平成30年3月31日までの期間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、一度でも189円（但し、上記2により行使価額の調整が行われた場合には、合理的な範囲内で調整を行うものとする。）を下回った場合には、本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、割当日から平成30年3月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (2) 第2回新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも189円（但し、上記2により行使価額の調整が行われた場合には、合理的な範囲内で同様の調整を行うものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 第 1 回新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4.(1) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 第 2 回新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 2 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 6 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年9月30日		18,031,164		274,402		309,402

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,029,300	180,293	
単元未満株式	普通株式 1,764		
発行済株式総数	18,031,164		
総株主の議決権		180,293	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式86株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社クロス・マーケ ティンググループ	東京都新宿区西新宿三丁 目20番2号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (CFO)	取締役 (コーポレート本部本部長)	小野塚 浩二	平成27年6月15日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,407,380	1,553,686
受取手形及び売掛金	1,799,716	2,204,780
仕掛品	379,959	440,272
繰延税金資産	127,355	101,097
その他	451,290	445,914
貸倒引当金	1,674	1,732
流動資産合計	4,164,026	4,744,016
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	294,789	293,230
工具、器具及び備品（純額）	195,248	169,397
その他（純額）	6,341	9,415
有形固定資産合計	496,378	472,042
無形固定資産		
ソフトウェア	218,073	278,360
のれん	2,056,460	2,107,921
その他	61,543	40,681
無形固定資産合計	2,336,076	2,426,961
投資その他の資産		
投資有価証券	92,774	100,335
関係会社株式	334,991	222,915
繰延税金資産	74,282	84,464
その他	373,608	530,466
投資その他の資産合計	875,654	938,180
固定資産合計	3,708,108	3,837,183
資産合計	7,872,134	8,581,199

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	897,885	900,799
短期借入金	1,831,293	505,115
1年内返済予定の長期借入金	320,000	588,792
1年内償還予定の社債	-	40,000
未払法人税等	208,097	245,340
繰延税金負債	2,525	7,268
賞与引当金	140,346	95,617
その他	943,083	869,701
流動負債合計	4,343,228	3,252,632
固定負債		
長期借入金	520,000	1,858,554
退職給付に係る負債	-	67,752
繰延税金負債	13,746	2,752
資産除去債務	93,600	106,837
その他	4,319	11,402
固定負債合計	631,664	2,047,297
負債合計	4,974,893	5,299,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	274,402	274,402
資本剰余金	243,718	243,718
利益剰余金	2,128,026	2,478,063
自己株式	72	72
株主資本合計	2,646,074	2,996,112
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,103	13,522
為替換算調整勘定	50,260	113,744
その他の包括利益累計額合計	68,363	127,266
新株予約権	-	15,801
少数株主持分	182,804	142,090
純資産合計	2,897,241	3,281,269
負債純資産合計	7,872,134	8,581,199

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
売上高	5,886,589	10,198,913
売上原価	3,689,964	5,960,541
売上総利益	2,196,624	4,238,372
販売費及び一般管理費	1,913,165	3,586,361
営業利益	283,459	652,011
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,771	3,026
還付加算金	-	4,193
その他	1,419	3,824
営業外収益合計	3,191	11,044
営業外費用		
支払利息	4,557	17,399
為替差損	2,203	31,246
持分法による投資損失	5,366	2,553
その他	2,444	884
営業外費用合計	14,569	52,082
経常利益	272,080	610,972
特別利益		
固定資産売却益	-	432
負ののれん発生益	-	233,850
子会社株式売却益	475	-
投資有価証券売却益	159	-
その他	-	5,557
特別利益合計	634	239,839
特別損失		
固定資産除却損	13,687	14,451
段階取得に係る差損	-	68,094
その他	-	960
特別損失合計	13,687	83,506
税金等調整前四半期純利益	259,028	767,306
法人税、住民税及び事業税	156,626	317,681
法人税等調整額	11,118	29,466
法人税等合計	145,508	347,147
少数株主損益調整前四半期純利益	113,521	420,159
少数株主利益又は少数株主損失()	1,042	2,505
四半期純利益	114,563	417,654

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	113,521	420,159
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23,738	4,509
為替換算調整勘定	32,918	76,856
持分法適用会社に対する持分相当額	34	72
その他の包括利益合計	56,690	72,275
四半期包括利益	170,211	492,433
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	165,828	476,557
少数株主に係る四半期包括利益	4,382	15,877

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

従来、持分法適用関連会社でありました株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント及び株式会社R&Dフィールドプロダクションは、株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメントの株式を追加取得したことにより子会社となったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、第2四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社メディリード、株式会社ディーアンドエム及びUncover Truth Asia Pacific Private Limitedの3社を連結の範囲に含めております。

さらに、当第3四半期連結会計期間において、株式を取得したことによりJIN SOFTWARE株式会社を連結子会社としております。

(追加情報)

(法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年1月1日以降に開始する連結会計年度より33.1%に、また、平成29年1月1日以降に開始する連結会計年度より32.3%に変更しております。

その結果、繰延税金資産が8,182千円、繰延税金負債が3,233千円それぞれ減少し、法人税等調整額が5,510千円、その他有価証券評価差額金が561千円それぞれ増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額の総額	2,200,000千円	3,330,219千円
借入実行残高	-千円	498,876千円
差引額	2,200,000千円	2,831,342千円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
減価償却費	150,440千円	163,018千円
のれんの償却額	37,924千円	115,002千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	30,052	5.0	平成25年12月31日	平成26年3月27日	利益剰余金
平成26年8月14日 取締役会	普通株式	40,570	2.25	平成26年6月30日	平成26年9月8日	その他 資本剰余金及 び利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	40,570	2.25	平成26年12月31日	平成27年3月27日	利益剰余金
平成27年8月13日 取締役会	普通株式	27,046	1.50	平成27年6月30日	平成27年9月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リサーチ事業	ITソリューション事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,805,051	1,015,626	65,911	5,886,589		5,886,589
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,553	148,194	10,000	162,747	162,747	
計	4,809,605	1,163,820	75,911	6,049,336	162,747	5,886,589
セグメント利益又は損失()	890,486	169,359	49,450	1,010,395	726,936	283,459

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 726,936千円は、セグメント間取引消去1,062千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用等 727,999千円が含まれております。全社費用等は、報告セグメントに帰属しない全社共通費用等であり、その主なものは管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リサーチ事業	ITソリューション事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,896,227	1,133,179	169,507	10,198,913		10,198,913
セグメント間の内部売上高又は振替高	9,744	122,241	2,856	134,841	134,841	
計	8,905,971	1,255,420	172,363	10,333,753	134,841	10,198,913
セグメント利益又は損失()	1,373,962	112,402	50,400	1,435,964	783,953	652,011

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 783,953千円は、セグメント間取引消去698千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用等 784,651千円が含まれております。全社費用等は、報告セグメントに帰属しない全社共通費用等であり、その主なものは管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

「リサーチ事業」において、株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメントの株式を追加取得したことに伴い、負ののれんが発生しております。当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては233,850千円であります。なお、負ののれん発生益は特別利益のため、上記セグメント利益には含まれておりません。

(のれんの金額の重要な変動)

「リサーチ事業」において、Kadence International Business Research Pte.Ltd.の株式を追加取得したことにより、新たにのれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間において86,856千円であります。

「ITソリューション事業」において、JIN SOFTWARE株式会社の株式を取得したことにより、新たにのれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間において59,577千円であります。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6.35円	23.16円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	114,563	417,654
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	114,563	417,654
普通株式の期中平均株式数(株)	18,030,991	18,030,978
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成27年8月21日開催の取締役会決議による新株予約権 第1回新株予約権 新株予約権の数 5,000個 第2回新株予約権 新株予約権の数 4,000個

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、当第3四半期連結累計期間については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため、記載しておりません。
2. 当社は平成26年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第3期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）中間配当については、平成27年8月13日開催の取締役会において、平成27年6月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	27,046千円
1株当たりの金額	1円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年9月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

株式会社クロス・マーケティンググループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 田 道 春
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 谷 大 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロス・マーケティンググループの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロス・マーケティンググループ及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。